平成２７年（フ）第１４６号
北九州市若松区高須南４丁目４番17―501号
破産者　島村　達也
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２２６号
北九州市八幡西区若葉３丁目４番66―211号
破産者　森口　元博
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３３３号
北九州市若松区畑谷町13番16号
破産者　住田　邦寛
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１０１５号
札幌市豊平区西岡４条６丁目１番13号
破産者　河部　綾子
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１６８号
札幌市中央区北２条東12丁目23番地61　ハピネス北２条Ｉ―105号
破産者　澤瀬　　剛
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６５２号
仙台市太白区鈎取本町１丁目12番２号　エルディムみなもとＩ―104
破産者　高木　和博
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１７号
山形県米沢市大町４丁目１番30号　２Ｆ、開始決定時の住所山形県米沢市万世町堂森278番地の17
破産者　伊藤　　学
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第２９号
福島市泉字弐斗蒔38―１　トレ泉103、住民票上の住所福島市南向台２丁目14番地の２
破産者　藪内　誠之
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第２４８号
石川県河北郡内灘町字緑台１丁目306番地１ヴィラ・サンライズ緑台601号
破産者　クレーンズニコラこと　石崎千鶴子
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８９号
長野市東鶴賀町59番地１　東亜ハイツ104号室
破産者　古谷　　基
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１１号
長野市大字中御所111番地５　岡田ハイム401
破産者　片田敬太郎
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６９８号
愛知県半田市宮路町279番地　ラージハイム宮路305号、開始決定時の住所愛知県半田市瑞穂町７丁目２番地の１
破産者　江原　正伸
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８８２号
愛知県東海市養父町里中38番地　アルテス佐野（305号）
破産者　満田　政行
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７８７号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番101―801号大幸東団地
破産者　佐藤　　研
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３９０号
名古屋市天白区井口１丁目804番地　アネックス井口203号
破産者　平林　哲也
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４６３号
名古屋市港区千鳥２丁目３番７号
破産者　Ｅカーゴこと　今原　健博
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４９０号
名古屋市中川区柳川町４番21号　センチュリーパーク八熊802号
破産者　林田　　祥
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５２５号
名古屋市千種区北千種１丁目４番20号　玉広ビル402号、従前の住所名古屋市名東区西里町４丁目33番地　ラビデンス西里303号
破産者　下村　幸良
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８１５号
大阪府八尾市南植松町２丁目１番地の１　グレイスゲート八尾1013号
破産者　加藤　正樹
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部